

名古屋税関管内の税関官署の開庁時間外における所轄の特例についての公告

関税法施行令（昭和29年政令第150号。以下「関税法施行令」という。）第92条第1項第2号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和30年政令第100号。以下「輸徴法施行令」という。）第30条第1項第2号の規定に基づき、名古屋税関管内の税関官署の開庁時間（名古屋税關における税関官署の開庁時間について（平成20年公示第174号）において定められた時間をいう。以下同じ。）以外の時間における税関官署の所轄の特例を下記のとおり定めたので、関税法施行令第92条第4項及び輸徴法施行令第30条第4項の規定により公告します。

平成22年6月29日

名古屋税関長 原 信造

記

- 1 南部出張所及び西部出張所の開庁時間外においては、各出張所長に委任される関税法施行令第92条第1項第2号、輸徴法施行令第30条第1項第2号及び税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄区域及び税関長の権限の一部を税関官署の長に委任すること等についての公告（平成22年公示第131号。以下「委任告示」という。）記3の規定に基づく税関長の権限は、関税法施行令第92条第2項及び輸徴法施行令第30条第2項の規定に基づき制限する。
- 2 清水税関支署の平日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。以下「休日法」という。）第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいう。）の午前8時30分から午後5時15分までの時間以外の時間（ただし、日曜日及び休日法第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日を除く。以下「特定時間外」という。）においては、同支署の管轄区域（ただし、委任告示記2に規定する同支署管内の税関支署出張所及び税関支署監視署の管轄区域を除く。）に所在する貨物に係る関税法施行令第92条第1項第1号イ及びロ並びに輸徴法施行令第30条第1項第1号に掲げる権限以外の権限は、関税法施行令第92条第2項及び輸徴法施行令第30条第2項の規定に基づき制限し、興津出張所長に委任するものとし、当該貨物に係る事務処理の権限に係る処

分の対象となる事項は同出張所長が所轄する。

- 3 開庁時間外の事務の執行を求める届出に関する事務については、前記1及び2の規定は適用しない。
- 4 前記1及び2の規定により本関又は清水税関支署興津出張所において事務処理を開始した貨物のうち、各税関官署の開庁時間又は特定時間外に処理が終了しなかった事務については、それぞれの税関官署において処理する。
- 5 前記1及び2の規定により本関又は清水税関支署興津出張所において通関事務処理が行われることが見込まれる輸入貨物に係る予備申告は、それぞれの税関官署において処理するものとする。

附 則（平成22年公示第236号）

この公告は、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成23年公示第247号）

この公告は、平成23年10月1日から適用する。

附 則（平成24年公示第194号）

この公告は、平成24年7月1日から適用する。

附 則（平成25年公示第183号）

この公告は、平成25年7月1日から適用する。

附 則（平成26年公示第194号）

この公告は、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成30年公示第168号）

この公告は、平成30年7月1日から適用する。